

次代の建築廃材縮減促進事業補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 2 4 日
環境森林部山村・木材振興課

(趣旨)

第 1 条 県は、建築物の解体に伴い発生する産業廃棄物の削減や建築物における県産材の利用推進による林業・木材産業の振興を図るため、予算で定めるところにより、次代の建築廃材縮減促進事業実施要領（令和 7 年 4 月 24 日定め。以下「実施要領」という。）に定める事業実施主体に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）及び実施要領に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りではない。

(申請書に添付すべき書類等)

第 5 条 規則第 3 条第 1 号の事業計画書の様式は別記様式第 1 号、同条第 2 号の収支予算書の様式は別記様式第 2 号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、実施要領第3の1に定める事業計画書の提出時から内容に変更がない場合は、第1号から第3号までの書類を省略することができる。

- (1) 補助対象経費が確認できる設計書等
- (2) 事業内容が分かる資料（位置図、図面等）
- (3) 木材使用量が確認できる木拾い表等
- (4) 第2条第1号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (5) 法人にあつては、第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
- (6) 第2条第3号に係る誓約書（別記様式第4号）
- (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定により建築確認申請書の提出が必要な場合は、確認済証の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

（補助条件）

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業（第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。）が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の30パーセントを超える増減以外の変更とする。

（計画変更の承認）

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、変更の理由及び内容を記載した変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の交付方法）

第10条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第 11 条 規則第 14 条第 1 項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い期日までに行わなければならない。

(1) 事業実績書 (別記様式第 1 号)

(2) 収支決算書 (別記様式第 2 号)

2 第 4 条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第 4 条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第 1 項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額 (前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額) を別記様式第 5 号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第 12 条 規則第 21 条第 1 項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定められている耐用年数に相当する期間とし、同項第 2 号及び第 3 号の規定により知事の定める財産は、同省令に定める耐用年数 5 年以上のものとする。

(書類の提出部数等)

第 13 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ 2 部 (正本 1 部、副本 1 部) とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(書類の経由機関)

第 14 条 規則及びこの要綱の規定により知事に書類を提出する場合は、管轄する西臼杵支庁又は農林振興局長 (以下「農林振興局長等」という。) を経由しなければならない。ただし、知事が農林振興局長等を経由することが適当ではないと認める場合にはこの限りではない。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 24 日から施行し、令和 7 年度の予算に係る次代の建築廃材縮減促進事業補助金から適用する。

別表（第3条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率	上限額
①既存建築物 改修支援	補助対象施設の改修工事に係る県産材（※1）かつ合法木材（※2）であることが証明できる木材の木材費並びにこれに伴う工事費及び諸経費（既存施設の撤去に要する経費を除く。）。ただし、使用した構造材、造作材、壁材、床材等の木材の使用数量（材積）が、竣工時において納品書等で確認・証明できるものに限る。	3分の1以内	300千円 ただし、木材の使用量が0.04m ³ /m ² 以上の場合は800千円とする。
②非住宅建築物 木造化支援	補助対象施設の新築及び増改築工事に係る木材費並びにこれに伴う工事費及び諸経費（既存施設の撤去に要する経費を除く。）。ただし、使用した構造材、造作材、壁材、床材等の木材の使用数量（材積）が、竣工時において納品書等で確認・証明できるものに限る。	3分の1以内	10,000千円 ただし、県産材の利用に関する協定締結者による申請（※3）の場合は上限額を設けない。

※1 「県産材」とは、県内で生産及び加工された木材をいう。

ただし、県内で加工することが困難であると認められる木材を使用する場合は別途協議のうえ決定する。

※2 「合法木材」とは、森林に関する法令に照らし適切に手続きされて流通している木材をいう。

※3 「県産材の利用に関する協定締結者による申請」とは、補助事業実施主体、当該事業に係る設計者、施工者及び木材供給者のいずれかが、県と県産材の利用に関する協定（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく協定又はその他県が認める協定）を締結しているものが行う申請の場合をいう。なお、設計者、施工者が協定締結者の団体会員である場合も、協定締結者による申請とみなす。

(参考様式)

補助対象施設の要件 確認表

		判定				
1	補助対象施設について (1) 既存建築物改修支援 築年数10年以上の建築物であること (2) 非住宅建築物木造化支援 建設予定地が、最寄りの市町村庁舎からの距離が下記の実施要領別表基準値以内であること	<input type="checkbox"/>				
2	補助対象箇所が未着手であること	<input type="checkbox"/>				
3	木材使用量の70%以上が県産材であること <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: right; margin-right: 10px;"> <table border="0"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">県産材使用量</td> <td style="background-color: yellow;">0.0000m³</td> </tr> <tr> <td>木材使用量</td> <td style="background-color: yellow;">0.0000m³</td> </tr> </table> </div> <div style="margin: 0 20px;"> </div> </div>	県産材使用量	0.0000m ³	木材使用量	0.0000m ³	<input type="checkbox"/> #DIV/0!
県産材使用量	0.0000m ³					
木材使用量	0.0000m ³					
4	単位面積当たりの木材使用量が下記の実施要領別表の目標値以上であること ※改修支援においては、0.02m ³ /m ² であること。 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: right; margin-right: 10px;"> <table border="0"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">木材使用量</td> <td style="background-color: yellow;">0.0000m³</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td style="background-color: yellow;">0.0m²</td> </tr> </table> </div> <div style="margin: 0 20px;"> </div> </div>	木材使用量	0.0000m ³	延床面積	0.0m ²	<input type="checkbox"/> #DIV/0!
木材使用量	0.0000m ³					
延床面積	0.0m ²					
5	補助対象箇所工事が年度内に完了すること	<input type="checkbox"/>				
6	県の木材需要拡大に寄与する取組に協力すること	<input type="checkbox"/>				
7	補助対象経費に他の補助金を活用していないこと	<input type="checkbox"/>				
8	補助金返還に関する事項についての確認及び説明	<input type="checkbox"/>				

別表（実施要領より）

○最寄りの市町村庁舎からの距離

基準とする庁舎（市町村）区分	基準値		
	市	町	村
建設予定地までの直線距離	5km	3km	1km

○単位面積当たりの木材使用量

用途	目標値 単位 (m ³ /m ²)
倉庫、作業所、更衣室等比較的簡易な建築物	0.05
延床面積1,000 m ² 以上の大規模な建築物	0.10
上記以外の建築物	0.20

次代の建築廃材縮減促進事業 事業計画書（実績書）

1	事業実施主体	事業実施主体名								
		役職名・代表者名								
		事業実施主体所在地	〒 ー							
		担当者名				電話				
		メール				FAX				
		補助対象施設等名				築年数				
2	設計者	会社名			担当者名			電話		
		メール						FAX		
3	施工者	会社名			担当者名			電話		
4	木材供給者	会社名			担当者名			電話		
		会社名			担当者名			電話		
5	事業区分	① 既存建築物改修支援 / ② 非住宅建築物木造化支援								
6	施工場所（住所）	〒 ー								
7	事業期間 （着工日～竣工予定日）	年		月	日	～	年		月	日
8	木造化・木質化に関する事業内容（整備する施設の概要、木造化・木質化の概要等）									
9	整備施設を用いた県産材のPR活動内容	※②非住宅建築物木造化支援の場合に記載								
10	構造・階数	造 一部 造			地上 階/地下 階					
11	延床面積	m2			（うち補助対象面積			m2）		
12	木材使用量	m3			（うち県産材使用量			m3）		
13	全体事業費	円								
14	負担区分	補助対象経費			負担区分					
					当該補助金（1/3以内）			その他		
		円			円			円		
			0							

※ 上記表の面積、補助対象経費、県産材使用量、施設整備の内容などが確認できる設計書、見積書及び設計図等の資料を添付すること。

収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	増減	備考
県補助				
自己資金				
合 計				

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	増減	備考
事業費				
合 計				

特別徴収実施確認・開始誓約書

年 月 日

住 所

法人名
(団体名)

代表者
氏 名

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。
→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。
→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※各事業所で事前に記入しておいてください。

市（町・村）確認印

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。
→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

- 当事業所は、年 月 から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。
つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。
→ 確認印を受けてください。

誓 約 書

年 月 日

住 所

フリガナ

氏 名

（法人にあつてはその名称及び代表者氏名）

生年月日 年 月 日 （性別）

当社（又は団体）は、次代の建築廃材縮減促進事業補助金の交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

補助事業者

令和 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け により交付決定通知のあった 年度
次代の建築廃材縮減促進事業補助金について、次代の建築廃材縮減促進事業補助金交付要
綱第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の確定額 （ 年 月 日付け による確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費 税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円